

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和 8 年度）

1 目的

佐久市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、佐久市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び市民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

2 位置づけ

佐久市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付ける。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、佐久市全域とする。

4 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和 8 年度から令和 13 年度までとする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じ検証見直しなどを行う。

5 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表する。

6 取組内容

（１） 住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・固定資産税・都市計画税納税通知書に耐震改修に関する市のリーフレットを同封し送付する。

（２） 耐震診断者に対する耐震化促進

- ・市の耐震診断士派遣事業において耐震診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。

- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組

- ・アクションプログラムを総合的に推進するため、県及び関係団体等と連携し、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成し公表する。

(4) 市民への周知啓発

- ・耐震改修に係る市の補助制度等について、市の広報紙等に掲載し市民に広く周知する。
- ・市民を対象にした、耐震化促進に関する情報提供及び相談会等を行う。
- ・耐震改修に関する市のリーフレットを作成し、担当課窓口等で配布する。

7 令和8年度の実施目標

(単位：件)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
木造住宅耐震診断	30	—	—	—	—	—
木造住宅耐震改修	5	—	—	—	—	—
木造住宅除却	15	—	—	—	—	—

8 補助実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造住宅耐震診断	20	20	23	31	12
木造住宅耐震改修	1	5	0	3	3
木造住宅除却	—	—	—	—	—